

■ 平成 29 年度 公共工事の諸課題に関する意見交換会
(北陸地方整備局)

日 時：平成 30 年 3 月 6 日 (火) 15 : 30～

場 所：白山会館 2階「大明」

<北陸地方整備局の出席者>

企画部長	渡辺 学		
地方事業評価管理官	倉重 毅	技術調整管理官	鈴木 和弘
技術開発調整官	山岸 達也	営繕調整官	久保田裕二
河川情報管理官	渡部 修	道路情報管理官	川岸 弘昌
技術管理課長	松永 和彦	技術管理課長補佐	吉田 健一



(北陸地方整備局：渡辺企画部長)

日ごろから日本建設業連合会北陸支部の会員の皆様方には、国土交通行政、とりわけ北陸地方整備局の事業の推進につきまして、いろいろな場面で、またいろいろな角度から、ご支援、ご協力をいただいていることに、この場をお借りして御礼申し上げたいと思います。

日本建設業連合会本部とは、昨年 5 月 24 日に、意見交換をさせていただきました。それからだいぶ時間も経っておりますので、最近の状況をお話ししたいと思います。

北陸地方整備局管内の補正予算全体で約 766 億円、そのうち、キャッシュが 620 億円弱、ゼロ国債 147 億円となっております。そのうち、直轄事業につきましては、キャッシュで 188 億円、ゼロ国債で 139 億円、合計 327 億円ということになってございます。補正予算につきましては、早期の発注に努め進めたいと思っております。平成 29 年度は、平準化の観点で当初からゼロ国債がついております。直轄のゼロ国債は、今回の補正と合わせると約 245 億円となります。当初のゼロ国債につきましては、1 月から契約を開始しており、今回、補正でついたゼロ国債につきましても、公告を進めています。

平成 30 年度予算ですが、公共事業関係費は約 5 兆 1,800 億円となっております。予算の伸び率は、ほぼ 1.0 ながら 6 年連続で増額を堅持しました。また、施工時期の平準化等を図るため、2 ヶ年国債約 1,740 億円、ゼロ国債 1,345 億円を設定しています。皆様方のお力添えもいただきながら、引き続き、予算の獲得に努力してまいりたいと思っております。

平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価を発表しました。平成 24 年度が底だったのですが、6 年連続で引き上げた結果、平成 24 年度比プラス 50 パーセントの上昇になります。これは、北陸地方整備局の平均的な工事に置き換えてみると、予定価格ベースで 20 パーセント程度のアップになっています。一般管理費のほうも 20 パーセント程度の伸びということでございます。働き方改革の大きな柱施策としての公共工事設計労務単価の上昇ですので、下請け業者も含めて、技術者の賃金が上がるよう、皆様方にも努力していただきたいと思っております。

週休 2 日に関しましては、北陸も 3 年前からモデル工事を実施しており、平成 29 年度の対象工事件数は、平成 30 年 1 月末時点で 93 件であり、そのうち契約済みが 50 件です。協議中のものが 19 件ありますが、それを除いた 31 件のうち 20 件で実施しており 3 分の 2 ほどの企業の方々にご協力いただいているところです。完全週休 2 日には、越えなければいけないハードルがたくさんあるかと思っておりますけれども、このモデル工事を通じて、どういった点について具体的にクリアしていけば、それが達成されていくかということを浮き出したいと思っておりますので、一緒になって取り組んでいきたいと思っております。

また、生産性革命は、今年は「深化の年」ということで、深めるという年となっております。北陸地方整備局、県も含めて、一生懸命やっておりますので、これにつきましても、ぜひ一緒になって取り組みさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日のテーマは、建設現場の生産性向上をはじめ、いずれも受発注者双方にとって重要なテーマでございます。本日の意見交換会が有意義なものとなることを祈念しまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

(日本建設業連合会北陸支部：河本支部長)

本日は、意見交換会の開催にあたりまして、年度末の大変お忙しい中、渡辺企画部長はじめ、整備局幹部の皆様にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

また、日ごろから日本建設業連合会のさまざまな活動、建設業を発展させるためのさまざまな活動にも大変ご協力いただいていること、重ねて感謝申し上げます。今、部長からもお話がございましたけれども、去る 2 月 1 日には、平成 29 年度の補正予算が成立いたしました。また、平成 30 年度予算につきましても、先週、衆議院を通過しまして、これで国会のルールに

よりまして、年度内に成立することは間違いないという状況でございます。大変感謝しております。

今年度の北陸地方整備局管内の建設業の状況を見ますと、上半期における公共事業費につきましては、富山県で少し厳しい状況ではございますけれども、新潟県、石川県では前年同期と比べまして8から9パーセント増加しているということでございます。石川県内では、新幹線の整備等が進んでいることもございますけれども、若干、地域間格差が出てきているかなということを感じております。建設業全体としては、非常に首都圏はじめ、太平洋側で景気が好調なこともございまして、需要が非常に多いという状況でございます。北陸管内におきましては、若干、建設工事にばらつきがあるものの、少しずつ上向いてきているかなと感じております。こういった厳しい状況の中で、ここ数年、特に予算は自然災害に備えるための防災、減災に対するいろいろなインフラの整備、あるいはインフラの老朽化の整備といったところに重点配分されておきまして、公共事業費が一定の水準を確保されているということは、大変、喜ばしいこととございまして、我々も大きな期待と建設業としての使命を感じているところでございます。国民が安心して、安全に暮らせる社会を作るとのことでの基盤整備。これを今後も推進していくために、引き続き、安定的かつ持続的な公共事業費の確保を引き続き、お願い申し上げます。

さて、部長からのお話にもございましたので、重ねての話になりますが、やはり建設業界というのは、担い手確保というのが非常に大きな課題になっております。新3Kという給料、休暇、希望、この三つを何とかしようという中で、先ほどもお話しございましたけれども、給料であります設計労務単価につきましては、6年連続での引き上げということで、今年度も平均で2.8パーセントのアップ、本当に感謝を申し上げます。

一方、我々建設業、我々の業界にとって、今後、最後に取り組むべき最大の課題がやはり3Kの中では休暇であろうというふうに思っております。日本建設業連合会では担い手不足という建設業界の根幹を揺るがすような問題に対処すべく、週休2日推進本部を設置しまして、昨年末には週休2日実現行動計画を策定いたしまして、会員企業が一丸となって取り組んでいこうというところでございます。この週休2日実現行動計画におきましては、目標としては2018年度に第2土曜日を完全閉所、翌年の2019年度には第2・第4土曜日を含む4週6閉所を実現しよう。最終的には2021年度末に4週8閉所、週休2日を指すということを目指しております。北陸地方整備局におかれましては、これまでも週休2日の支援モデル工事を発注していただいております。それぞれフォローアップを通じたいろいろな取組みをしていただいております。来年度以降、この週休2日に関するいろいろな課題を受発注者がともに共有して、この施策の展開を図っていきたいと考えているところでございます。

また、建設現場へのICTの導入、作業の効率化に直結するようなこういった取組みに関しましては、現場の生産性向上ということで、入職者にもまた新しい希望を与えることができると思いますので、魅力ある建設現場。これをアピールする施策だと考えております。生産性革命プロジェクト、i-Constructionの推進も引き続き、お願いしたいところでございます。本日は、このほかにも業務の効率化、工事施工の円滑化などの課題につきまして、これまでもさまざまなご意見をいただきながら議論させていただき、さまざまな取組みが着実

に進みまして、改善が図られているところでございます。本日の意見交換会でも、引き続き、こういった課題についても議論してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本日は、あらかじめ提出させていただいておりますいくつかのテーマについて、私どものほうから意見を述べさせていただき、意義のある意見交換会とさせていただきたいと思います。甚だ簡単ではございますが、開会に先だつてのあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

■ 中長期的な公共事業予算の確保について

(日本建設業連合会北陸支部)

今年度の北陸地方の建設業を取り巻く状況を見ますと、上半期における公共事業費につきましては、引き続き、富山県において厳しい状況となっておりますが、新潟県、石川県では前年同期と比べて、1～9%台の増加となっております。特に、石川県は北陸新幹線延伸の効果が顕著に現れております。

建設業界は、首都圏の需要の大きさなど全国的にも堅調な傾向があるようですが、北陸地域内の状況を比較して見ましても地域差が出ており、建設投資の如何によって地域の格差が鮮明になっているのではないかと感じております。

一方で、国土交通省では平成28年を「生産性革命元年」と位置付け、平成37年までに建設現場の生産性を2割向上させる目標を掲げました。さらに昨年を「生産性革命前進の年」として、生産性の向上と建設業の働き方改革に向けた施策を打ち出しているところです。

日建連では「建設業の長期ビジョン」にもありますように、大量離職時代の到来を見据えて、担い手の確保、生産性向上を両輪として、35万人の省人化といった具体的な目標を掲げて取り組んでいるところであります。

少子高齢化社会を迎えている中で、建設業界の担い手確保・育成には、いわゆる「新3K(給与、休日、希望)」として、若手入職者には十分な魅力を与えられるよう現場環境と処遇改善が必要であります。そうした中で昨年3月28日には政府による「働き方改革実行計画」が決定されたことを受け、日建連では「働き方改革推進の基本方針」、「時間外労働の適正化に向けた自主規制の試行について」、「週休二日実現行動計画」並びに「改めて労務賃金改善の推進について」の“働き方改革4点セット”を理事会において決定して、日建連会員企業一丸となって取り組んで行くこととしているところであります。

建設業界といたしましても地域の守り手である「現場の担い手」を安定的に確保・育成するためには経済規模に見合う公共投資を安定的・持続的に確保する必要があると考えております。

北陸地域の経済の活性化には、建設業が担う役割は大変大きいところがございます。我々の業界といたしましても、動き出しました大河津分水路の抜本的な改修、日沿道のミッシングリンクの解消、利賀ダム建設などが控えておりますが、将来的に新たな大型プロジェクトによる社会資本整備計画も期待しているところであります。

防災体制の整備から見ますと、近い将来、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などが想定されておりますが、発災時の日本海側からの支援ルート、太平洋側からの代替物流ルートなどの

北陸地域からの列島横断的な高規格道路によるネットワークの整備拡充は、迅速な災害支援体制や国民生活に欠かせない物流量を確保するということから大変重要と考えております。

これらの状況などを踏まえまして、北陸地方整備局様には将来に向けた社会資本整備と地域経済に配慮した基盤整備を着実に推進していただきますよう中長期的な公共事業予算の確保に向けて一層のご尽力をお願いいたします。



(北陸地方整備局)

継続的に安定した予算確保については、安全安心で活力ある魅力的な地域づくりのためにも最も重要なことと認識しています。

先日成立した平成 29 年度の北陸地方整備局関係の補正予算（歳出）は、総額 619 億円（直轄 188 億円＋補助 431 億円）であり、補正率（補正/当初）は全国 0.09 のところ、北陸全体で 0.16 を確保しました。

配付資料 6 頁にある昨年 12 月に閣議決定した平成 30 年度予算政府原案にも掲載していますように公共事業関係費は近年の L 字回復基調を堅持でき、国土交通省予算、対前年比プラス 1.00、約 20 億円増を確保したところです。

また、担い手確保、企業の計画的な経営、技術者や技能者の計画的な配置を可能にする、施工時期の平準化のため、いわゆる平準化国債を 1,740 億円、当初予算編成段階からのゼロ国債を 1,345 億円設定しています。

これから具体的な個所付けになりますが、北陸の予算確保に努めていきたいと思っております。

最後になりますが、これから、平成 28 年 3 月に策定しました「北陸ブロック社会資本整備重点計画」にも位置づけられている、大河津分水改修や日東道をはじめ、利賀ダム、289 号、上沼道などビッグプロジェクトに取り組んでいくこととなります。

公共事業予算の確保はもとより、担い手の確保、工事現場環境の改善等、受発注者が協力して取り組むべき課題が沢山ありますので、いろいろな場面で、ご協力・ご支援のほど、よろしくお願い致します。

■ 総合評価落札方式等について

(日本建設業連合会北陸支部)

平成 17 年に公布された「品確法」が契機となり、総合評価落札方式が一般的となって 10 年以上が経過しました。この間、参加資格通知時の採否事前通知や、問合せ窓口の設置などによって透明性の改善が進められ、近年では受発注者双方の省力化として段階選抜方式が採用されています。また、若手技術者の活用・育成のため、平成 24 年から専任補助者制度が試行されました。その後のこの制度を普及させるため改善が進められていますが、まだ十分に利用されているとは言えません。今後さらなる改善として、下記の事項につきましてご検討をお願いします。

○段階選抜方式について

会員のアンケート調査では、「現状のままで良い」とする回答が 26%あったものの、入札機会の減少・技術提案力の衰退や配置予定技術者の不足などの理由から「やめてほしい」とする回答も 34%ありました。残り 40%は「反対ではないが選抜条件の見直し」を望んでおり、以下の主たる見直し要望につきまして、改善できないかご検討をお願いします。

- ・ 配置技術者の配点の軽減
- ・ 社会貢献の評価項目の見直し（ワーク・ライフ・バランスの取得認定だけが評価となっていることに対する不満）

○専任指導者制度について

会員のアンケート調査では、「利用したことがある」との回答は 22%（過去 2 年も 1~2 割程度）で、せっきくの制度が十分に利用されていません。利用していない主な理由としては、「技術者不足の折に技術者 2 名が長期間拘束される」・「若手技術者の条件が厳しい」などが挙げられています。この制度を広めるため、以下の改善ができないかご検討をお願いします。

- ・ 若手技術者の条件緩和・・・若手技術者の資格経験を、監理技術者又は現場代理人にこだわらず担当技術者でも可とする
- ・ 専任指導者の兼務を可とする・・・専任指導者は本・支店の工事管理部門の技術者等でも可とする
- ・ 落札決定後の受注者選択とする・・・契約時に配置予定技術者を専任補助者に変更し、別途若手技術者を監理技術者として配置も可とする

○入札契約制度の説明会について

北陸地方整備局におかれましては、現状では定期的な入札契約制度の説明会の開催はなされていません。他の発注者におきましては、年度当初に事業説明も含め発注予定や入札契約制度についての説明会を定期的に行っているところもあります。

会員からのアンケートでは、「定期的な開催を望む」が 50%、「大幅な改正があった場合は開催を望む」が 47%となっています。

北陸地方整備局の「入札契約制度の説明会」の開催に関しての方針をお聞かせ下さい。

○その他

以下の要望が会員から寄せられていますので、ご検討をお願いします。

- ・提案項目数の削減、提案範囲や複数提案の制限などで過度なコスト負担が発生しないような評価課題の設定を願いたい。
- ・落札決定後の面談においてももう少し具体的な回答を願いたい。
- ・質疑回答から入札までの期間をもう少しとっていただきたい。



(北陸地方整備局)

○段階的選抜方式について

配置技術者の配点は、段階的選抜方式は本省ガイドラインを基本に一次審査を行っています。多数の競争参加者が予測される工種等において実施している段階的選抜方式において、一般土木A等級工事でWLB（担い手育成）認定の取得を評価項目に加えた試行をしています。ワークライフバランス（WLB）に取り組む企業が増加するよう、直轄工事の発注時に、WLB関連認定制度を活用した評価の枠組みを導入することは政府の取組であり、このような大規模工事において平成30年度の全面的な導入を目指すこととしています。

○専任補助者制度について

経験の少ない配置予定技術者に専任指導者を付け、その専任指導者の実績等を評価する専任指導者制度の試行を継続します。専任指導者の配置要件は、施工経験と立場を総合評価で加点しています。平成28年度より、工事規模により、地域要件の広域・狭域が設定され、この設定に応じ、配置予定技術者の施工経験と立場を緩和しています。

また、平成29年度より、専任指導者と名称を変えています。

配置予定技術者（若手技術者）の要件については、発注機関を問わないが、過去 15 年間の同種工事の場合、主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれでも可とする場合と、工種を問わないが、過去 5 年間の国土交通省所掌工事の場合、当該工事の同種工事ではないため、担当技術者の立場では、不十分と考え、主任（監理）技術者、現場代理人のどちらかとする場合があります。

平成 28 年度の緩和を経て、現時点で、これ以上の緩和を考えておりません。複数の工事にまたがって兼務することは、特例を除き、その工事に設置された専任義務のある技術者の指導者という特性から兼務はできないとしています。

入札公告にて求めた競争参加資格を満足できず、かつ技術提案時の技術者と契約後の技術者を変更することは加算点算出に影響しますので、不可です。

○入札契約制度の説明会について

日建連会員会社を対象とした入札契約制度については、従前より大きな変更はないと考えており、北陸地方整備局では説明会の開催は実施していません。

会員会社の皆様が総合評価落札方式などの実施方針やその内容について、どのようなことを伺いたいのか、教えていただきたいと思います。

○その他

技術提案評価型 S 型の技術提案を求める評価事項数は、平成 29 年度から実施している差が付きにくい事項を削除し、1～2 課題で 5 項目の技術提案を求める試行を継続し、受発注者の負担軽減を図ります。企業面談についてのやりとりは、必要最低限とされております。面談での回答等は適切に対応して参りたい。

入札手続きにおける日数の確保についても適切に対応して参りたい。

（日本建設業連合会北陸支部）

こちらから確認をさせていただきたいのですけれども、段階選抜方式の配置技術者の配点の軽減については、企業の点数と技術者の点数の比率は決まっているからということ、それは変えられないというお話しだと思います。ただ、配置技術者の点数が、非常にハードルが高いような気がしているのですが、他の整備局に比べて、北陸地方整備局は非常にハードルが高いと、今、技術者、各会社も間に合わないような状態になっておまして、点数が低いと人を回してもらえないということもありますので、他よりも点数の付き方が低くならないようにできないのかと考えておりますが、いかがでしょうか。

例えば、配置技術者は 15 点満点ですが、実際、今年度ありましたトンネルのアンケートですと、3 点か 4 点くらいがぎりぎりのボーダーラインだと記憶しておりますが、あまりにも低いのではないかと思うのですけれども。

（北陸地方整備局）

ご意見の趣旨は、施工実績の 3 件を 1 件にして欲しいということだと思いますが、ガイドラインに最大で 3 件という記載があり、当地整は 3 件で運用をしているところです。技術開発調整官会議でも、この件に関するお話は出ているところでしたので、意見としては承りたいと思

います。

■ 工事施工の円滑化・設計変更手続きについて

(日本建設業連合会北陸支部)

当支部では平成 28 年度における受注工事について、いわゆる工事施工の円滑化 4 点セットの展開・活用状況に関してアンケート調査を実施し、支部会員会社より 33 件の回答を得ました。その結果、円滑化 4 点セットについては、北陸地方整備局発注の各工事においてかなり浸透してきている状況がうかがえます。

また、「設計変更の現状」と、その前提状況となる「現場条件・施工条件の明示」についても併せてアンケートを実施いたしましたのでその結果をご報告します。

建設業の喫緊の課題である「担い手確保、現場生産体制の維持」を達成するためには、生産拠点の第一線である現場施工の円滑化による建設業の業務改善、イメージアップ、生産性向上が必須の課題となっています。

今後は民間発注工事においても、これらに準じた片務性のない受発注者間の請負契約・設計変更、円滑な工事施工が望まれるところであり、昨年 8 月 28 日に建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議が策定いたしました「建設業における適正な工期設定等のためのガイドライン」に沿った工事施工がなされるよう、継続してのご指導をお願いします。

○工事施工の円滑化 4 点セット

①「条件明示の手引き」については、「周知・活用ともにあり」との回答が全回答の約 70%を占めており、昨年の約 50%からさらに活用が進んでいます。

ただ、個別意見としては「現地条件・施工条件確認書の記載事項が本当に問題となる条件でなく、形式だけが先行している」とのコメントがありましたのでさらなる改善をお願いします。

②「設計図書照査のガイドライン」については「周知・活用あり」が全回答の 90%を占めており十分に活用されている状況ですが、一部では「施工者に過度な設計照査が求められている」等の意見もあります。

③「工事一時中止のガイドライン」も「周知・活用あり」が全回答の約 70%を占めていますが、「周知はあるが活用なし」との回答も約 20%を占めており、部分的な工種での適用も含め、運用の改善検討をお願いします。

④「設計変更のガイドライン」も「周知・活用あり」が全回答の約 90%を占めており、設計図書照査と同様、十分に展開・活用されていますが、「原価・予算管理に必要なので、設計変更の対象となった時点で変更内訳・概算金額の提示を行ってほしい。」「単価合意方式において、契約時に想定できない項目についての設計変更は、レベル 2 の合意比率の適用を除外し官積 100%での設計変更を要望する。」等の意見がありましたので、ご検討をお願いします。

○工事施工の円滑化に関する各種部会

①「設計審査・施工条件検討部会」、「施工条件確認部会」とともに「開催あり」との回答は全体の 30%以下であり、開催されてもその頻度は「1回/工事」が約 80%程度であり、施工条件

の確認・共有は十分には実施されていない状況です。

- ②「照査結果検討部会」は全体の約 60%で開催されていますが、頻度は「1回/工事」が約 60%程度を占めており、今後のさらなる展開が必要です。

また、設計ミスについて検討部会を通じて設計変更として対応していただいた事例が 3 件報告されています。

- ③「工事・事業情報共有部会」は「開催なし」が約 70%を占めており、受発注者間の情報の共有化に今後とも取り組んでいく必要があります。
- ④「工程調整部会」の開催は約 50%となっていますが、日常の工程打ち合わせで代替されている場合も多く、工程の共有は実質的には実施されていると判断されます。
- ⑤「設計変更等検討部会」は全体の約 60%で開催されておらず、設計変更の有無は発注者側（担当者）の意向が比較的強く反映されているものと判断されます。

○設計変更の現状について

- ①「設計変更の書面での明示」は、ほぼ 100%の工事では実施されているが概算金額の提示は約 10%にとどまっています。自由意見でも設計変更見込み額の提示を求めているケースが多くみられました。
- ②「工期・請負金額の変更協議」は約 80%の工事が「十分に行った」との回答であった。一部を除き協議は十分に実施されているものの、協議の結果は「発注者側の意見を押し付けられた」との自由意見が散見されました。
- ③「設計図書の訂正・変更」は全体の約 60%の工事では発注者側が実施していますが、約 20%の工事では「受注者側が無償での訂正・変更を指示された」との回答があり、更なる改善を願います。
- ④「各種スライド変更の適用」は、適用条項を満たさなかった場合を除き、適切に適用されているとの回答が 100%でした。

設計変更に関する自由意見は以下のとおりです。

- ・発注者側の意見が優先され、設計変更を認められなかった。（4件）
- ・設計変更協議で、発注者側の歩掛り・積算上の施工法を押付けられた。（3件）
- ・数量を提出してから、設計変更が整うまでに長期間を要する。特に最終設計変更については余裕を持ったスケジュールで進めてほしい。（2件）

また、「適切な設計変更が認められた」との意見も 4 件程度あり、全体的には設計変更を適切に認めていただけるケースが増加しているものと考えられます。

（北陸地方整備局）

○工事施工の円滑化 4 点セットについて

「工事施工の円滑化 4 点セット」については、今後も引き続き、適切な運用となるよう生産性向上説明会や工事を監督する主任監督員に周知を図って参ります。

また、4 点セットの活用を促すべく、平成 28 年度の工事発注においては、受注者からの発議でも「工事円滑化推進会議」を開催できることを特記仕様書に明示しました。

加えて、活用全般を「良くわかる工事円滑化推進会議」として冊子化し、それぞれの目的、

定義、内容、進め方などを詳しく解説していますので、発注者とのコミュニケーションを図る際にご活用下さい。さらには、自治体等の発注工事での活用も期待し、整備局のホームページでも公表しています。単価合意方式における設計変更時の合意比率の適用の除外に関するご意見については、課題として承ります。

○工事施工の円滑化に関する各種部会について

工事円滑化推進会議においては、発注者・受注者で開催することとなっております。「ただし」として、「受注者が開催を希望しない場合に限り、開催しないことを可能とする」となっており、原則、実施することとなっておりますので、是非、開催の希望を監督職員等へ発議していただきたいと思えます。

貴支部が平成 28 年度における受注工事について調査されたアンケートの中で、「施工条件確認部会」の開催が 30%以下、と「工程調整部会」の開催が約 50%という結果となっておりますが、平成 29 年度からは、「施工条件確認部会」と「工程調整部会」については原則全ての工事において開催することとしています。

29 年度の工事について再度、データを収集していただければと思えます。

○設計変更の現状について

設計変更については、引き続き、「設計変更等検討部会」の開催や「土木工事設計変更ガイドライン」を活用し、適切な変更対応に努めて参ります。

議題の中で、「発注者側の意見を押し付けられた」という意見について、可能であれば具体的に実態や事例を教えてくださいませんか。

アンケート調査の結果で、20%の工事において、「受注者が無償での図面修正を指示された」点については、<良くわかるシリーズ>にあります「良くわかる設計と工事の図面」を職員に周知し、適切な対応に努めて参ります。

当初の契約内容に対して現場条件やその他の事情により設計変更が必要となる場合には、その都度、遅滞なく変更契約を行うことを基本としているところですが、やむを得ない事情により一部変更指示書を発出し、そのまま変更契約が行われないケースがあり適正な施工体制が確保出来ない恐れがある等の課題があると聞いています。

一部変更指示書の概算額の明示にあたっては、精度の低い概算額では下請け契約の参考とならず、比較的精度の高い概算額明示が必要です。

精度の高い概算額を示すには、「契約変更を行うのと同様な積算を行わないと算出できません」ということで北陸地整では提示していませんでしたが、平成 28 年度から一部の工事において、新規工種の概算金額を「一部変更指示書」に明示する試行を開始しています。

完成した 18 件の工事について、アンケート調査を実施したところ、受注者からは「下請けと良好な契約が出来た」、「実行予算の明確化が可能となった」など、好意的な回答が多く、発注者においても「負担はない」、「少し負担」との回答が半数ずつの回答でした。引き続き、試行件数を拡大し、本運用に向けて検討して参ります。

■ 適切な工期設定と休日確保について

(日本建設業連合会北陸支部)

1. 工事情報の明示について

適切な工期設定、工事施工の円滑化に向け、「工事設計審査・施工条件検討部会」、「施工条件確認部会」、「照査結果検討部会」、「工事・事業情報共有部会」、「工程調整部会」、「設計変更検討部会」等の会議体が設定されていますが、今回のアンケート調査結果では開催されている工事の割合は全体の 10～40%程度であり、各現場まで十分に浸透しているとはいえない状況でした。特に大規模な施工条件・工法変更、設計変更を伴う工事においては、今後とも発注者・受注者・設計担当コンサルタントの3者による各種会議の開催による情報の共有、共通認識を持った事業（工事）の運営をご指導いただきますようお願いいたします。

また、建設業における「働き方改革」、「ワーク・ライフ・バランスの充実」に向けた（時間外）労働時間の短縮は、「魅力ある職場としての建設業」、「担い手確保」のための喫緊の課題であり、適正な施工計画、4週8休を前提とした工事工程の作成を発注者側からも推進していただきたいと思っております。

今回のアンケートでも4週5休以下の工事が全体の 72%を占めており、十分な休暇を取得できていない状況です。また、「用地取得や地元・関係官庁との調整期間、北陸特有の冬期間休止等の気象条件を加味した適正な工期が発注時に設定されていない。」等の意見が 30%を占めています。発注時の工期設定の根拠となる稼働日設定、標準工程等の工事情報の明示をお願いします。

2. 適正な工期設定並びに休日確保に向けた取組みについて

いま世の中では生産性向上とか働き方改革がさげばれています。そういった中であっても建設業界においては、週休2日制の確保もなかなかできていない状況となっています。アンケート調査結果において、昨年度よりも改善傾向は見られるものの、作業所閉所日を4週4休としている作業所が 30%で、4週8休の作業所閉所日が達成できている作業所は 11%となっています。若者が職業を選択するうえで、建設業が他産業に比べて劣る要因の1つに休日の少なさが挙げられています。

アンケート調査結果によると、「当初から適正な工期が設定されていなかった」と回答している作業所が 52%、工事内容の追加・変更を行った場合に「工期変更が適切に行われなかった」と回答している作業所が 10%ありました。

休日の確保を含む適正な工期設定は若者の就労定着化に必要不可欠となるものと思っております。工事内容の追加等があった場合に、それに見合った適切な工期の見直しを行っていただくとともに、北陸地方整備局として建設労働者の休日確保に関する取組の状況をお伺いします。

また、営繕工事におきましては、平成 27 年度に「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」が営繕部より発出され適用されていると承知しておりますが、この基本的な考え方を踏まえた「建築工事適正工期算定プログラム日連建版 Ver.2」を今年度リリースし、公共工事発注者さま向けには無償貸与をさせていただいております。このプログラムに対する評価や活動状況についてご意見をお聞かせください。

（北陸地方整備局）

まずは、土木工事について回答します。

提案にあります、「3者による各種会議」としては、「工事円滑化推進会議」の中では、「照査結果検討部会」、「工事・事業情報共有部会」、「工程調整部会」、があります。

なお、先程も申し上げましたが、「工事円滑化推進会議」における各部会は、受発注者からの発議でも開催可能となっていますので、ご活用ください。

また、「工事円滑化推進会議」とは別に、「工事連携会議（いわゆる三者会議）」がありますが、先程申し上げた「照査結果検討部会」を兼ねることができることから、円滑な部会の実施が期待できます。

工事を円滑に進めるうえで、これらの「3者による会議」は、重要であると認識しています。引き続き、受発注者のコミュニケーションの充実に努めて参ります。

週休2日を実現するためには、適正な工期設定が重要であることから、平成29年度より、「施工条件確認部会と工程調整部会の開催」について原則、全ての工事において開催することとし、準備期間、後片付け期間、雨休率や特別、工期に影響のある事項（日数）等の特記仕様書への明示や、工期設定にあたっての「支援システム」等の活用を原則化し、適正な工期の確保に努めています。

工事内容の追加・変更を行った場合は、「施工条件確認部会」や「工程調整部会」、「設計変更等検討部会」を速やかに開催し、適切な時期での契約変更に努めて参ります。

平成29年度の取り組みでは、週休2日の試行を受注者が希望した場合に、施工条件確認部会と工程調整部会の開催が必須となり、工程共有表（CCS等）に休日の計画と実施を明記するケースと、さらに工程調整部会の開催頻度に月1回以上という条件が加わる『工程共有強化型』の2ケースを実施しています。

現時点での取り組み件数は、20件となっていますが、これから契約予定の工事が数十件あります。また、契約済みであるが取り組みについて協議中の工事も数十件あります。

効果の検証や課題の把握等を行うため、受発注者へのアンケート調査にも取り組んでいるところであり、今後、検証していきます。

（北陸地方整備局）

続いて、営繕工事における適正な工期設定並びに休日確保に向けた取組みについて回答いたします。

平成27年10月に都道府県・政令市の営繕部局と連携しとりまとめた「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に基づき、日建連に作成いただいた「建築工事適正工期算定プログラム」を参考として、適正な工期の確保に努めています。

地方公共団体、建築設計団体、建設業団体の意見を踏まえ、平成30年2月9日に「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」について見直しを行い「遅滞ない設計意図伝達」「設備工事など後工程の適正な施工期間の確保」などが追記されました。

以上の取組みについて地方公共団体等に対し、引き続き公共建築相談窓口において随時相談に応じるとともに、各種会議等を通じて情報提供を行うなど周知・徹底を図ってまいります。

官庁営繕工事においては、「公共建築工事標準仕様書」において土日休みを原則とする等、かねてより週休2日を確保した工事発注に努めています。

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」にも、「週休2日の確保、年末年始、夏期休暇、入居官署の行事等による不稼働日を考慮する」ことが明記されています。

「働き方改革実行計画」など政府方針に基づき、民間市場が大多数を占める建築工事においても週休2日を確保する方向性が示されたことも踏まえ、国土交通官庁営繕部が主務となり全国の官庁営繕工事において、週休2日のモニタリングを実施し、週休2日の確保を目指すとともに、その阻害要因の把握とその改善方策の検討を進めることとしています。

■ 建設現場の生産性向上について

(日本建設業連合会北陸支部)

「働き方改革」、「過重労働防止」推進の観点から、建設現場における生産性向上は業界全体で取り組むべき課題と考えています。今回は、①各工事で取組まれている生産性向上対策、②工事書類の簡素化、③電子・紙での書類の二重提出についてもアンケートを実施しましたので結果をご報告します。

一つ目は各工事で取組まれている生産性向上対策です。

工事管理用統合ソフトは国交省形式の書式で整備されていることもあり、約50%の工事で採用されています。他の項目としては、「自動追尾型測量機器」、「ICT 土工技術」、「プレキャスト部材」、「大型パネル型枠」が約20%の工事で採用されています。

反面、3次元CADの活用は2件、CIMの活用は0件であり、この分野での現場での生産性向上は今後の大きな課題です。

二つ目は工事書類の簡素化についてです。

工事書類の簡素化、電子提出については、「簡素化が進んでいる」、「電子化が進んでいる」との回答が全体の約70%を占めており、書類の簡素化、電子化は進んでいると考えられます。

三つ目は電子・紙での書類の二重提出についてです。

「二重作成・提出の書類はほとんど無く、電子データは主」との回答が過半数を占めているものの、「多くは無いが二重作成・提出がある」との回答も約30%ありました。特に、「検査時の検査監への説明用に紙ベースの書類作成が必要」との意見が3件、「図面については紙、P21 電子データ仕様、DWGの三重提出となっている」との意見もあり、電子データ化に向けての検査方法、データ仕様の統一をお願いします。

(北陸地方整備局)

北陸地整では、現在、稼働中の12件の本官工事について、技術提案によりCIMを活用いただいています。また、今年度は25件の詳細設計業務においてCIMを活用しており、これらの成果についても、順次「CIM活用工事」に引き継ぐ予定ですが、今後更にCIMの活用・普及を図るため、皆様方が活用した事例について、研修等を通じて、是非、我々発注者や地元企業にご教示いただきたい。

CIMの活用推進に向けては、発注者としての活用シーンやその効果の認識を深める必要があることから、昨年9月に「チャレンジ！建設現場での活用を前提としたCIM事例集」を作成しました。今後、この事例集も充実させたいので、是非、皆様方にもご協力いただきたい。

(北陸地方整備局)

工事書類の簡素化については、工事書類簡素化リーフレットを活用し、生産性向上等説明会で周知していくとともに、平成 29 年度より「協議事項設定のあり方検証モデル工事」の試行を行い、当初特記仕様書での「協議」事項を減らす（協議⇒指示、承諾、提出）取り組みを行っており、モデル工事を通じて書類の簡素化につながるのか検証を行いたい。

(電子・紙での書類の二重提出について)

電子・紙での書類の二重提出については、工事着手前に紙か電子のどちらかで納品するか事前協議を行い、受注者が選択することになっています。

「検査時の検査官への説明用に紙ベースの資料作成が必要」については、電子による提出とした書類については検査時、納品時とも紙による提出、提示を行わないこと、事前協議による作成書類以外の書類は評価の対象外とすることについて、周知してまいります。

電子データについては、「工事完成図書」の電子納品等要領により作成していただいているところです。ご要望のデータ仕様の統一についても、本省に伝えてまいります。